

開 拓

願い：自分や学校、地域の未来、可能性を切り開く学年。

いよいよ合唱シーズン♪♪

10 月 10 日（木）から合唱強調週間がスタートしました。

いよいよ合唱シーズンの到来です。美しい歌声が校内に流れ、「芸術の秋」を感じます。

「3年生の歌声、歌に向かう姿勢がいいね」、「さすが3年生だね。日に日に進歩していくね」等、たくさんの先生方が3年生に感心しています。最後の合唱です。焦らず一日一日を積み重ねていきましょう。



奨学金関連(4種類)のお知らせ

本日、緑色、黄色、白色のプリントで奨学金関連の情報を配付しました。

緑色・・・「高等学校等就学支援金」国の制度【返済不要】

「奨学のための給付金」【返済不要】

黄色・・・「私立高等学校学費軽減事業」新潟県の制度

白色・・・「似鳥国際奨学財団 奨学生募集」財団の事業【返済不要】

関心のある方は、それぞれの「お問い合わせ先」へ連絡してください。

お知らせ教材については、年度の初めに、購入する品目と価格を一覧にして報告しています。そこに本来なら、美術で使用する「篆刻（てんこく）セット」456円が含まれるべきでしたが、記載されていませんでした。

1月の教材費で調整させていただきたいと思います。

また、進路説明会の資料についても、例年は、校内で印刷・製本していましたが、今年度は、中学校へ提出する色付き用紙も綴じ込んで配付した方が使いやすいと判断し、事業所に製本を依頼することにしました。この経費についても1月に調整させていただきます。確実にスムーズな手続きのためにも、ご理解、ご協力をお願いいたします。

令和7年度以降に
高等学校へ入学を予定されている
又は中等4年生へ進級を予定している
中学生の保護者の皆様へ

こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきん 高等学校等就学支援金

授業料を支援
する国の制度

1. 高等学校等就学支援金制度とは

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、生徒に、授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減する制度です。

返済は不要です

2. 対象者

月の始めに高等学校や専修学校高等課程等に在籍している者

(注意) 次のいずれかに該当する者は、支給が受けられません。

- ・保護者等の算定基準額(課税所得額(課税標準額)×6%－市町村民税の調整控除額)の合計が **304,200円以上**の者(※)
- ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く)を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間が通算して36月(定時制・通信制等の場合は別途算定)を超えた者(ただし、通算期間が超えていても支援できる場合がありますので、お問い合わせください。)

- ※・課税所得額(課税標準額)や市町村民税の調整控除額は、「マイナポータル」で確認することができます。(マイナンバーカードが必要です)
特別徴収税額決定通知書や課税証明書、納税通知書には記載されていない場合がありますので、各市町村役場にお問い合わせください。
- ・税の申告をしておらず、課税額が決定していない場合は支給が受けられませんので、まず申告をしてください。
- ・政令指定都市の場合は、「調整控除額」に3/4を乗じて計算します。

3. 支援の金額

- ・R6年度のものです。
- ・支給額等については、次年度は変更となる場合があります。

算定基準額の合計【年収の目安】	支給上限額(全日制・年額)	
	公立	私立
304,200円未満 【年収590万円～910万円未満程度】	118,800円	118,800円
154,500円未満 【年収590万円未満程度】		396,000円

※上記算定基準額は保護者の合計額です。

※年収の目安は両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人、中学生1人の4人世帯の場合を想定しています。(世帯年収の目安は世帯状況(家族構成や年齢、働いている人の人数等)によって、実際に対象となる年収は変わるのでご注意ください。)

※定時制・通信制の場合、支給上限額が異なります。

4. 受給するために必要な手続

受給するためには必ず申請手続が必要です

(1) 申請手続(4月の入学時)

入学した高等学校等からの案内に沿って、オンラインで申請いただきます。オンライン申請の際に入力いただいた保護者のマイナンバー等により、県において審査を行い、認定された場合は就学支援金が支給されます。

※保護者のマイナンバー等は、原則、親権者2名分(主に父母)が必要です。

(2) 収入状況届出手続(毎年7月頃)

県において、マイナンバー等による収入状況確認を行い、就学支援金の支給を決定します。(認定されている生徒は原則として手続不要です。)

手続きの日程や申請・届出方法等の詳細は、
入学した高等学校等を通じて、改めてお知らせします。

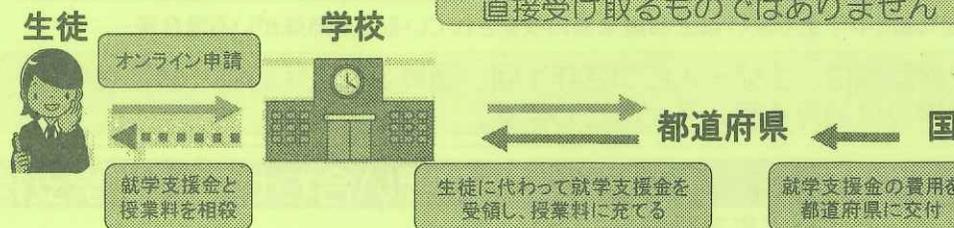
5. 支給方法

就学支援金は、学校設置者(学校法人等)が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されます。

授業料と就学支援金との差額については、負担いただく必要があります。

(学校によっては、一旦授業料を納め、後日、就学支援金相当額を受け取る場合があります。)

就学支援金は、生徒本人や保護者が
直接受け取るものではありません



※授業料を徴収しない学校は就学支援金制度の対象外です。(新潟県立特別支援学校など)



お問い合わせ先は裏面でご確認ください。

令和7年度以降に
高等学校へ入学を予定されている
又は中等4年生へ進級を予定している
中学生の保護者の皆様へ

しょうがくのためのきゅうふきん 奨学のための給付金

低所得世帯の高校生の
授業料以外の教育費を
支援する制度

1. 奨学のための給付金制度とは

全ての意志ある高校生が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯を対象に、奨学のための給付金を支給し、支援を行う制度です。

返済は不要です

2. 対象となる世帯

- ・保護者の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額が0円(非課税)であること(生活保護(生業扶助)受給世帯含む)
- ・保護者が新潟県内に在住していること
- ・高校生等(特別支援学校の高等部の生徒を除く)が就学支援金の受給資格があること

国立・公立・私立は問いません

3. 生徒一人あたりの支給額(年額)

・R6年度のものです。
・支給額等については、次年度は変更となる場合があります。

対象世帯	全日制・定時制		通信制	
	国公立	私立	国公立	私立
生活保護受給世帯	32,300円	52,600円	32,300円	52,600円
道府県民税所得割額と市町村民税所得割額が0円(非課税)の世帯	第1子	122,100円	50,500円	52,100円
	第2子以降(※)	143,700円		

※15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合等

支給回数は、生徒一人につき年1回、通算3回(定時制・通信制の高等学校は通算4回)を上限とします。

4. 受給するために必要な手続

受給するためには必ず申請手続きが必要です

(1) 申請手続(毎年7~9月頃開始)

- ①申請書(進学先の高等学校等で配布されます)
- ②保護者のマイナンバー(マイナンバーカードを持っていない場合には、通知カードの写し又はマイナンバーが記載された住民票の写し)
- ③生業扶助受給証明書(生活保護(生業扶助)受給世帯のみ)
- ④振込口座の通帳の写し など

(2) 支給時期(12月頃から)

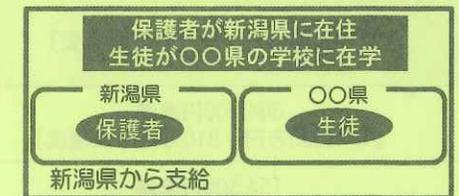
上記の書類を高等学校に提出し、要件に該当すれば、奨学のための給付金が保護者の口座に支給されます。

詳しい手続きについては、
入学した高等学校等を通じて、7月頃にお知らせします

5. 県外在住の方へ

給付金は、保護者がお住まいの都道府県から支給されます。各都道府県において、制度の詳細や申請手続きが異なりますので、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

保護者の在住している都道府県から支給されます



お問い合わせ先(就学支援金・奨学のための給付金)

○国公立高等学校(※)について

新潟県就学支援金等支給事務センター(教育庁財務課内)
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 電話025-280-5143
※国立高等学校の就学支援金については、学校へお問い合わせください。

○私立高等学校について

新潟県総務部大学・私学振興課私学班
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 電話025-280-5912



私立高等学校学費軽減事業 (令和6年度の内容です。)

新潟県では、県内私立高校に在学する生徒の経済的負担軽減と子育て応援のため、授業料、施設整備費等及び入学金の全部または一部を補助する学費軽減制度を実施しています。

対象者の要件と軽減額

基準日（各月の初日。入学金軽減では入学した月の初日）に、次の1～4の全てに該当する生徒が対象です。

1 下表の私立高等学校に在学していること。

対象となる私立高等学校			
新潟明訓高等学校	北越高等学校	新潟青陵高等学校	新潟清心女子高等学校
敬和学園高等学校	新潟第一高等学校	東京学館新潟高等学校	日本文理高等学校
帝京長岡高等学校	中越高等学校	加茂暁星高等学校	新発田中央高等学校
開志国際高等学校	新潟産業大学附属高等学校	上越高等学校	関根学園高等学校
開志学園高等学校	創進学園高等学校	長岡英智高等学校	-

2 新潟県内に住所を有していること。

3 生徒の保護者等※1の全員が、新潟県内に住所を有している※2こと。

※1 保護者等は、就学支援金または専攻科支援金における所得判定の対象者と同じで、原則、親権者全員（父母）です。

※2 勤務等の都合により一時的に県外に住所を置いている場合を含みます。

4 下表の補助区分ごとの個別要件を満たしていること。

補助区分	個別要件	年間の軽減上限額
授業料	新 定額軽減分 ・次の(1)及び(2)の全てに該当すること。 (1) 算定基準額（注1）が154,500円以上304,200円未満であること。 (2) 学費軽減を受ける学校で、就学支援金を月額上限9,900円（年間上限118,800円）の区分で受給していること。	年収約590万円以上 約910万円未満相当 全日制：24,000円 通信制：18,000円 ※就学支援金(118,800円)を合わせた総額は、 全日制：142,800円 通信制：136,800円
	新 第2子以降支援分 ・次の(1)及び(2)の全てに該当すること。 (1) 定額軽減分の軽減を受けていること。 (2) 保護者等の全員を同じくする子が上記1の私立高等学校に2人以上在学中の場合に、そのうちの第2子以降※であること。 ※各学校に提出された申請書を基に県で認定します。	年収約590万円以上 約910万円未満相当 注2の額 ※就学支援金(118,800円)と定額軽減分を合わせた総額は、 全日制：142,800～395,760円 通信制：136,800～296,760円
	全額軽減分 ・算定基準額（注1）が51,300円未満または保護者等の全員が生活保護対象者	年収約350万円未満相当 注3の額から、就学支援金または専攻科支援金を控除した額
施設整備費等	一部軽減分 ・算定基準額（注1）が0円または保護者等の全員が生活保護対象者	年収約270万円未満相当 23,800円
	全額軽減分 ・学費負担困難世帯※に属すること。 ※住民税均等割が2年連続非課税であることに加え、世帯全体の収入額、資産状況等に基づき認定します。具体的な手続き等は、対象となる可能性のある方に別途お知らせします。	施設整備費等の全額から、一部軽減分を控除した額
入学金軽減	・算定基準額（注1）が0円または保護者等の全員が生活保護対象者	年収約270万円未満相当 73,700円

注1 算定基準額は、就学支援金の算定基準額と同じで、原則、次の式によります。保護者等が複数いる場合は、各人の算定基準額を合算します。

算定基準額 = 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額 ※政令指定都市の場合、「調整控除の額」に3/4を乗じます。

注2 次のアからエまでにより計算した額について120の倍数となるよう端数を減じた上で、その額から更に就学支援金（118,800円）及び定額軽減分（全日制：24,000円、通信制：18,000円）を控除した額

ア 全日制で算定基準額が154,500円以上183,900円未満の場合：714,656円 - 2.0625 × (算定基準額 + 100円)

イ 全日制で算定基準額が183,900円以上290,500円未満の場合：667,245円 - 1.8047 × (算定基準額 + 100円)

ウ 全日制で算定基準額が290,500円以上304,200円未満の場合：142,800円

エ 通信制の場合：次の式により算定した額（その額が136,800円を下回るときは、136,800円）

(生徒の算定基準額に応じそれぞれアからエまでの式により計算した額 - 118,800円) × 1,782 ÷ 2,772 + 118,800円

注3 全日制：396,000円、通信制：314,400円、専攻科：314,400円（専攻科で算定基準額が0円の場合は427,200円）

Q&A

(所得と軽減を受ける月)

Q 令和7年度の学費軽減は、いつの所得に応じて判定されますか。

A 令和7年4～6月分は令和6年度の市町村民税（令和5年分の所得）に基づく算定基準額、令和7年7月～令和8年3月分は令和7年度の市町村民税（令和6年分の所得）に基づく算定基準額により、それぞれ判定します。

軽減対象期間が12か月に満たない場合は、軽減対象月数に応じて月割で軽減します。

(所得の申告)

Q 収入がない場合は、所得の申告はしなくてもいいですか。

A 無収入でも所得の申告が必要です。未申告の場合、学費軽減は支給されません。市区町村の税務担当窓口で手続きを行ってください。ただし、生活保護世帯又は配偶者控除対象者の場合、施設整備費等軽減の全額軽減分以外を申請するときは、所得の申告がなくても差支えありません。

(基準日における状況と軽減を受ける月)

Q 現在、父母2人とも新潟県外に住んでいますが、子が高校に入学する令和7年4月の末には揃って新潟県内に転居する予定です。学費軽減は受けられますか。

A 学費軽減では、基準日（各月の初日）に要件を満たす月分を対象とします。

令和7年4月1日時点で新潟県に住所を有していないのであれば、4月分は学費軽減を受けられません。しかし、初日に新潟県に住所を有する5月分以降は、他の要件も満たせば、対象となります。

(第2子以降支援分)

Q 前ページの表の私立高等学校に在学する兄弟が2人いて、弟は授業料軽減の第2子以降支援分を受けています。兄が12月31日に学校を退学した場合、弟の第2子以降支援分はどうなりますか。

A 弟さんは、翌年1月の基準日において第2子以降支援分の要件を満たさなくなるため、1月から授業料軽減の定額軽減分のみを受けることとなります。退学だけでなく、転学や卒業の場合でも同じです。

(就学支援金との関係)

Q 就学支援金と学費軽減は、何が違うのですか。

A 就学支援金は、国の実施する授業料に対する支援です。これに対して、学費軽減は、県の実施する授業料、施設整備費等及び入学金に対する支援です。

学費軽減を受けるには、まず、国の就学支援金を申請する必要があります。

(申請方法)

Q 学費軽減の申請は、どのようにすればいいですか。

A 学費軽減は、国の就学支援金の認定が完了する夏から秋にかけて、在学する私立高等学校（表面の表に記載された学校）からの御案内に沿って、申請いただきます。ただし、算定基準額などにより学費軽減の要件を満たさないことが明らかな場合、御案内はありません。

(軽減方法)

Q 学費軽減はどのように実施されますか。

A 県は、要件を満たす生徒について確認した場合、学校に対して補助金を交付しますが、学費を軽減する処理は学校で行います。生徒・保護者が支払うべき学費の軽減の時期等は、学校により異なります。

お問合せ先

新潟県 総務部 大学・私学振興課 私学班
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
電話：025-280-5912



公益財団法人 Public Interest Incorporated Foundation

似鳥国際奨学財団

Nitori International Scholarship Foundation

Since 2005

2025年度 上期

返済不要 給付型奨学金

奨学生募集

未来は自分で創るもの



来日
留学生

年間採用人数

120名

月額 5万円~8万円

大学生

IT人材含む

年間採用人数

220名

月額 5万円~8万円

高校生

年間採用人数

250名

月額 3.5万円

中学生

年間採用人数

170名

月額 3万円

ホームページにてエントリー受付中



募集期間 2024年 11月7日 13時まで

<https://www.nitori-shougakuzaidan.com/>

似鳥国際奨学財団



中学生・高校生募集要項



奨学金の目的

似鳥国際奨学財団は、人のため・世のために役に立ちたいと、夢に向かってチャレンジし、学業に励む人を応援します。『学力優秀』と『志操堅実』の両方を兼ね備えながらも、経済的に困窮している方を支援してまいります。

奨学金概要	中学生(現在中学1・2年生対象)	高校生(現在中学3年生対象)
①支給金額	月額3万円(給付型)	月額3.5万円(給付型)
②支給期間	2025年4月～2026年3月(支給期間中に卒業する人は、卒業月まで)	
③支給方法	お振込み ※支給開始は、2025年5月(4月分は、5月にまとめて支給)	
④採用人数	最大170名(上期・下期合わせて)	最大250名(上期・下期合わせて)
⑤募集期間	2024年9月13日(金)～2024年11月7日(木)13:00まで	

応募資格	中学生(現在中学1・2年生対象)	高校生(現在中学3年生対象)
①国籍	日本国籍を有する人 <外国籍を有する場合>在留資格が、『永住者』または『定住者』の人は応募可能	
②家庭状況	ひとり親家庭(父子家庭・母子家庭など)	
③年齢・在籍課程・学年	15歳以下で、日本国内の中学校の1年～3年に在籍予定	[高等学校] 18歳以下で、日本国内の高等学校(全日制)の1～3年に在籍予定 [高等専門学校] 18歳以下で、日本国内の高等専門学校(本科)の1～5年に在籍予定 <4～5年のみ>20歳以下まで応募可能

※上記の①～③の項目全てに該当する者とする(全ての資格は、2025年4月1日時点)

支給条件等	中学生(現在中学1・2年生対象)	高校生(現在中学3年生対象)
①重複受給	他奨学金との重複受給が可能	
②奨学金の支給について ※右記の全ての項目を満たした者に支給	(ア)日本国内に居住している (イ)期限内にレポートの提出(毎月1回、A4 1～2枚) (ウ)交流会の参加(年1回予定)	

応募方法

財団ホームページ(応募者情報・登録フォーム)からエントリー(学校推薦は不要)



選考スケジュール	選考内容	選考時期	結果通知
エントリー選考	①【応募者情報・登録フォーム】に登録	～11月7日(木)13:00まで	11月中旬
	②WEB願書	登録後～11月7日(木)23:59まで	
二次選考	WEBテスト・性格検査	11月中旬～11月下旬	11月下旬～12月上旬
三次選考	書類審査・オンライン面接	11月下旬～12月下旬	2月上旬

個人情報の取扱い

当財団は、応募者から提供を受けた個人情報について、その利用目的を選考および奨学金給付事業を遂行するために必要となる業務に限定するとともに、「個人情報の取扱いに関する基本方針(https://www.nitori-shougakuzaidan.com/privacy/)」に従い、適切に管理いたします。